

● 確定申告前にご確認ください

● 高額療養費の申請はお済みですか？

確定申告で「医療費控除」をする方は、先に「高額療養費」の支給申請をするか、領収書の写しを取っておくことをおすすめします。

「医療費控除」を申告すると、原則として領収書は戻ってきません。「高額療養費」の申請にも医療費の領収書が必要ですが、受付後に原本が返却されます。また、領収書の写しでも申請できます。

※杵築市国保以外では異なる場合がありますので、各医療保険者へお問い合わせください。

※領収書がない場合は、医療費の支払いを証明する書類を病院等に作成してもらう必要があります。(有料の場合があります。)

☎市民課 国保年金係 (☎0978-62-1806)



● 高齢者のおむつ代に係る医療費控除

医師による「おむつ使用証明書」にかわり、杵築市が発行する「おむつ代に係る医療費控除確認書」で医療費控除を受けることができます。

【対象となる人】(①～③全てに該当すること)

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である。
- ②本人または扶養者がおむつを使用し、要介護または要支援の認定を受けている。
- ③直近の主治医意見書で「障害高齢者の日常生活自立度」がBまたはCに該当、および「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態とその対処方針」の「尿失禁」が「あり」に該当する。

【申請窓口】 各庁舎介護保険窓口

【申請に必要なもの】

- おむつ代の医療費控除に係る主治医意見書の内容確認申請書
- 印鑑
- おむつ使用者の被保険者証
- 前年の確定申告書(前年のおむつ使用証明書またはおむつ使用確認書でも可)

☎市民課 介護保険係 (☎0977-75-2402)

● 高齢者の障害者控除対象認定

杵築市から「障害者控除対象者」として認定された人は、障害者手帳をお持ちでなくても障害者控除を受けることができます。

【対象となる人】(①～③全てに該当すること)

- ①平成28年12月31日現在で、満65歳以上である。
- ②要介護認定を受けた人で、寝たきりまたは認知症である。
- ③身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳の交付を受けていない。

【申請窓口】 各庁舎介護保険窓口

【申請に必要なもの】

- 障害者控除対象者認定申請書
- 認定を受けた人の印鑑
- 介護保険被保険者証

☎市民課 介護保険係 (☎0977-75-2402)



特定(産業別)最低賃金

平成28年12月25日から

鉄鋼業 **861**円

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

764円

各種商品小売業 **716**円

非鉄金属製造業 **846**円

自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業

813円

自動車(新車)小売業 **780**円

※金額はすべて1時間あたり。上記以外は大部分(地域別)の最低賃金715円です。

☎大分労働局賃金室 (☎097-536-3215)



平成28年分の確定申告より、申告書に **マイナンバーの記入** が必要です。

◆ 記入が必要なマイナンバー

- ・申告者ご本人
- ・控除対象配偶者
- ・扶養親族
- ・事業専従者

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

以下の書類の「写し」の提出をお願いいたします。

マイナンバーの記入に際して、本人確認を行う必要があります。**確定申告書の提出時にマイナンバーカードの「写し」(両面)の提出**をお願いいたします。



番号確認書類

「通知カード」「マイナンバーの記載がある住民票」等のうちいずれか1つ

身元確認書類

「運転免許証」「健康保険証」「パスポート」「身体障害者手帳」等のうちいずれか1つ

+

※住民税の申告についても平成29年度よりマイナンバーの記入が必要になりますが、本人確認につきましては上記の書類の「提示」のみで結構です。

確定申告書作成会

日時: **2月1日(水)・2日(木)** 9時～16時

会場: 杵築市文化体育館1階 ミーティングルーム

税理士・税務署職員・杵築市職員による確定申告の受け付けを行います。(従来は別府税務署から通知していたものです。)

申告受付日程

日時: **2月15日(水)～3月15日(水)**

9時～16時 ※土、日を除く

会場: 杵築市役所 本庁舎2階 大会議室

所得税・贈与税・個人事業者の消費税・地方消費税の申告は別府税務署で受け付けます。

出張申告カレンダー

都合のよい場所・日程に申告してください。

日程	午前(9:00～11:30)	午後(13:30～16:00)	日程	午前(9:00～11:30)	午後(13:30～16:00)
1/26 (木)	東地区公民館	八坂地区公民館	2/9 (木)	立石地区公民館※2	立石地区公民館※2
1/27 (金)	北杵築地区公民館	大内地区公民館		向野公民館※2	向野公民館※2
1/30 (月)	下波多方公民館	西俣水生活改善センター	2/10 (金)	立石地区公民館※2	立石地区公民館※2
	白木原老人軽作業所	下沓掛公民館	2/13 (月)	上地区公民館※2	上地区公民館※2
1/31 (火)	小野地区集会所	笠口老人憩いの家	2/14 (火)	上地区公民館※2	上地区公民館※2
	永松生活改善センター	上沓掛農業支援センター	2/15 (水)	山浦地区公民館※2	山浦地区公民館※2
2/1 (水)	杵築市文化体育館※1	杵築市文化体育館※1	2/16 (木)	山浦地区公民館※2	山浦地区公民館※2
2/2 (木)	杵築市文化体育館※1	杵築市文化体育館※1	2/20 (月)	大田庁舎※1	大田庁舎※1
2/3 (金)	奈狩江地区公民館※1	奈狩江地区公民館※1	2/21 (火)	大田庁舎※1	大田庁舎※1
	守江公民館※1	奈多公民館※1	2/22 (水)	山香庁舎※2	山香庁舎※2
2/6 (月)	東山香地区公民館※2	東山香地区公民館※2	2/23 (木)	山香庁舎※2	山香庁舎※2
2/7 (火)	東山香地区公民館※2	東山香地区公民館※2	2/24 (金)	山香庁舎※2	山香庁舎※2
2/8 (水)	立石地区公民館※2	立石地区公民館※2	2/27 (月)	山香庁舎※2	山香庁舎※2
	下公民館※2	下公民館※2	2/28 (火)	山香庁舎※2	山香庁舎※2

※1・・・確定申告もあわせて受け付けます。

※2・・・確定申告もあわせて受け付けます。地区指定を行いますので、後日配布する回覧文書でご確認ください。